

## 第38回佐賀地方裁判所委員会議事録

### 1 開催日時

令和5年5月15日（月）午前10時から午前11時30分まで

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所2階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員長

小倉哲浩委員

#### (2) 委員（五十音順）

北御門智子委員、木下和俊委員、千代延博晃委員、手島一提委員、長戸和光委員、中山泰道委員、三井教匡委員

#### (3) 説明担当者

佐賀地方裁判所刑事首席書記官 松永英雄

#### (4) 事務担当

佐賀地方裁判所事務局次長 田中大光

佐賀家庭裁判所事務局総務課長 山口領子

### 4 議事

(1) 小倉哲浩委員が委員の互選により委員長に選任された。

(2) 佐賀地方裁判所委員会委員長代理に三井教匡が委員指名された。

(3) 佐賀地方裁判所事務局総務課長が、第37回佐賀地方裁判所・佐賀家庭裁判所委員会のテーマである「裁判所の採用広報」について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(4) 本日のテーマを「裁判員裁判について」とすることを確認した。

(5) 佐賀地方裁判所刑事首席書記官松永英雄が、裁判員裁判について説明した。

(6) 意見交換

（□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明

担当者)

- 裁判員裁判に関する裁判所からの説明について、よりよい広報の在り方や疑問に思う点、感想など率直な御意見をお伺いしたい。
- 裁判員を引き受けない主な理由や原因は何か。
- 仕事が休みづらい、子育てで手が離せないという意見が多い。
- 引き受けることができない原因を追究し、そこを手厚くフォローするのがよいのではないかと思う。
- 当社では、裁判員となる社員に特別休暇で対応したことがある。企業としては協力したいが、現実はなかなか難しい。裁判員裁判の期間についても理解が不足していた。
- 裁判員裁判の平均日数は7日だが、どのくらいの期間であれば負担感が少ないか。
- 10日を超えるようだと難しいと感じる。実際の期間はどのくらいか。  
大学生や高校生等への広報については、裁判員制度の意義などの説明は抜きにして、裁判員経験者の感想などざっくりばらんな情報を伝え、アルバイト感覚でも良いので参加してもらうよう働き掛けた方が良いと考える。
- 選任手続きを含め、実際に出頭していただく日数は6日前後である。連日の期日の場合もあれば、飛び飛びの期日の場合もある。時間帯は9時30分から16時30分くらいが多い。
- 裁判員に選任されてから最初の期日までにある程度の期間があれば、企業としても対応しやすいと考える。
- 裁判員を辞退する方の傾向について、年齢や性別に偏りがあるか、意識調査に現れる傾向と同様か。その傾向が分かれば、ターゲットを絞った広報ができると考える。
- 裁判員制度の手続き上、辞退をするタイミングがあることや選任手続きについて連絡が来ないまま出頭されない方もいることから、意識調査で現れる傾向

と実際の状況とは同様とまでは言えないと思う。

- 裁判員制度のポスターはどこに掲示されているのか。
- 裁判所や関係施設に掲示している。
- 駅など、国民が多く利用する場所に掲示することも一つの方策ではないか。
- 裁判員制度を知るツールとして裁判所が作成した動画は有効と考える。
- 裁判員経験者の感想について、どのような広報をしているのか。
- 裁判所のウェブサイトに掲載したり、最高裁判所から裁判員候補者へ送付される通知文書に同封したりしている。
- 裁判員制度の意義は理解できるが、実際の参加を促す広報は難しい。事件は他人事ではないということに気づいてもらう必要がある。
- 「黄金の3割」理論の観点から、裁判員経験者が国民の3割を超えると世論も変化していくと考えるが、佐賀県は裁判員裁判の件数が少ないことから、なかなか経験者が増えないことで裁判員制度に対する理解を深めることの妨げになっていると感じる。やはり、11月ころの候補者への通知の際に、広報することが効率的だと考える。
- 裁判員経験者の感想等を伝える機会がほかにあるのか。裁判員を経験して良かったという感想を伝えてもらえると良いと思う。
- 裁判員経験者を対象とした意見交換を計画しているが、当庁では、裁判員裁判の件数が少ないことやコロナウイルス感染症対策の観点もあり、なかなか開催できていない状況である。また、裁判員裁判の判決言渡後に、記者の要請に基づき記者会見を実施することもあるが、記者会見に出席を希望しない裁判員も少なくない。
- 中高生への法教育が重要である。地道に広報していく必要がある。
- 法曹会でも中高生向けの法教育を目的とした出張講義等を行っているが、裁判員制度について説明する機会は少ない。
- 裁判員制度発足時には、積極的に広報していたが、現在はなかなか機会がな

い。

- 法教育及び一般広報のおかげで、裁判員制度の存在自体は広く国民に認知されていると感じる。
- 裁判員の選任を断る方が多いことが問題であると考えており、企業は、裁判員制度の意義、企業としての責任を理解し、意識を変える必要がある。
- 企業にとって、社員を裁判員裁判に参加させることは利益がないと感じるのかもしれない。裁判員裁判について、企業の理解を得ることが必要である。
- ワークライフ、ソーシャルバランスの観点からも、家庭や仕事以外の活動を行うことは、視野を広げ、経験値を上げることに繋がるため、個人の能力や仕事のパフォーマンスが上がると考える。裁判員経験者がそのことを伝えることができれば、企業の意識も変わるかもしれない。
- 企業宛ての協力依頼文書を発出するのも良いと考える。
- 裁判員について、簡単に辞退できると思われていないか。まずは、裁判所とはどういうところかを知ってもらうため、一般広報を充実させることも良いと考える。一度、裁判傍聴をしていただくことも効果的だと感じる。
- 特に、企業の上層部の理解が必要となる。
- 国民へ広報するための手段として、裁判員候補者宛ての送付物に広報用資料を同封することも効果があると考え。裁判員候補者の人数を増やして、より広く広報してはどうか。やはり、当事者意識を持つタイミングで広報をすることが効果的だと考える。
- 裁判員候補者の数は、過去の裁判員に選任された数や人口などを考慮して決定されている。選任手続きと広報とは目的が異なるので、広報のために候補者の数を増やすことは難しいと考える。国民に対しては、段階的に臨機応変に広報する必要がある。みなさんのご意見を今後活かしていきたい。

(7) 次回の予定

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同開催

日 時 11月22日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 裁判所の防災について